

# 大宮校下地域活動協議会 規約

## 第一章 総則

### (目的)

第 1 条 本会は、対象地域の各種団体やNPOなどの市民活動が参画し、若い世代など広い世代の誰もが活動に参加することができ、対象地域の全住民が安心して健やかに暮らせる町づくりに貢献することを目的とする。

### (名称)

第 2 条 本会は、大宮校下地域活動協議会（以下「大宮地活協」という）と称する。

### (区域及び会員)

第 3 条 本会の区域は、大阪市立大宮小学校校下（大阪市旭区大宮1丁目から5丁目まで）とする。

- 2 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体及び個人（以下「会員」という）をもって構成する。

### (事務所の所在地)

第 4 条 本会の事務所は、大宮地活協事務所（大宮4丁目21番4号）に置く。

### (事業)

第 5 条 本会は、第 1 条に掲げる目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
  - (2) 地域のコミュニティづくりに関する事業（運動会・まつりなど）
  - (3) 安全・安心なまちづくりに関する事業（防災訓練・歳末警戒など）
  - (4) 環境美化に関する事業（各種清掃活動など）
  - (5) 社会福祉・健康づくりに関する事業。
  - (6) 子どもの健全育成や非行防止に関する事業。
  - (7) 生涯学習や郷土文化の継承に関する事業。
  - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 なお、つぎの活動は行わないものとする。
- (1) 営利（構成員に利益の分配）を目的とする活動。
  - (2) 宗教の教義を広める儀式行事を行い、信者を強化育成することを目的とする活動。
  - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
  - (4) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

### (組織)

第 6 条 本会は、総会、運営委員会及び部会によって構成する。

## 第二章 会議

### (総会)

第 7 条 総会は、本会の目的設定のための議決機関である。

- 1 総会は、会員をもって組織する。
- 2 総会は、会長が必要と認めるとき、あるいは会員の5分の1から請求のあったとき、会長が招集し開催する。

- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、会員団体の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決事項)

**第 8条** 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項。
- (2) 会長の選任及び会長に推薦された副会長、会計、会計監事の承認に関する事項。
- (3) 対象(大宮)地域の「まちづくりビジョン」の策定に係わる事項。
- (4) 規約に関する事項。
- (5) 部会の設置に関する事項。
- (6) その他、会務上必要な事項。

(総会の議決)

**第 9条** 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

- 2 止むを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、代理人に委任することができる。この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

**第 10条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む)。
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録は議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。
- 3 地域住民(第3条第2項の会員である団体の構成員又は個人をいう)が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(全体集会)

**第 11条** 全体集会は、年一回開催し、一年間の活動及び会計報告を周知する。

- 2 全体集会は、会長が招集し運営する。
- 3 全体集会は、公開で行うこととし、成立の要件は特に定めないこととする。
- 4 全体集会は、ホームページ等の電子媒体による本会の活動及び会計報告の公表をもって代えることができる。

### 第三章 役員

(役員)

**第 12条** 本会に、次の役員を置く

- |                     |    |      |     |
|---------------------|----|------|-----|
| 会長                  | 1名 | 副会長  | 若干名 |
| 会計                  | 1名 | 会計監事 | 2名  |
| 部会代表(部会長・副部会長等) 若干名 |    |      |     |

(役員を選任)

**第13条** 会長は、総会において選任する。

- 2 副会長・会計及び会計監事は、会長が指名し、総会で同意を得る。
- 3 会計監事は他の役員を兼任できない。

(役員職務)

**第14条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故有るとき又は、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の運営に伴う経理事務を担当する。
- 4 会計監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 役員業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 役員業務執行の状況又は、本会の財産の状況について、役員に意見を述べること。
- 5 運営委員会については、第8条(第2項を除く)及び第9条を準用する。

(役員任期)

**第15条** 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

**第16条** 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、運営委員会に諮り会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の目的達成のため必要な助言を行うことができる。

## 第四章 部会

(部会の設置)

**第17条** 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を、再編することができる。

(部会の種類及び事業)

**第18条** 本会に、次の掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 総務広報 運営に伴う総括的な事業及び広報に関する事業。
- (2) 地域福祉 地域の福祉に関する事業。
- (3) 防 犯 防犯及び交通安全に関する事業。
- (4) 防 災 防災に関する事業。
- (5) 青 少 年 子どもの健全育成や非行防止に関する事業。
- (6) 環境美化 環境美化及びまちの賑わいに関する事業。
- (7) 憩の家管理 北老人憩の家、南老人憩の家管理に関する事業。

(部会長及び副部会長等)

**第19条** 各部会に、部会長1名、副部会長若干名・会計1名を置く。

- 2 部会長は、部会構成員の中から互選する。
- 3 副部会長・会計は、部会長が指名する。

(部会の会議)

**第20条** 各部部长は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部部长に事故があるとき、又は部部长が欠けたときは、副部长がその職務を代行する。

2 各部部长は、第1条に定める目的に賛同する者の出席を認めることができる。

## 第五章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

**第21条** 本会の事業計画及び予算は、次項に定める部部长からの報告をもとに、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 部部长は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(実績報告及び決算)

**第22条** 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部部长からの報告をもとに、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後速やかに運営委員会の承認を受けなければならない。

2 部部长は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

3 監事による監査結果について、地域住民から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

**第23条** 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民から閲覧の請求があった時は、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(会の経費)

**第24条** 本会の経費は、団体拠出金・事業収入・補助金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

2 団体拠出金・事業収入の細目については別途定める。

(会計年度)

**第25条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 規約の変更

(規約の変更)

**第26条** この規約は、総会において議決を経なければ、変更する事はできない。

## 第七章 雑則

(委任)

**第27条** この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

1. この規約は平成25年3月12日より施行する。
2. この規約は平成25年5月24日第4条を訂正する。
3. この規約は平成28年5月22日一部改正する。
4. この規約は令和元年5月18日第18条を一部改正する。
5. この規約は令和6年5月16日第19条を一部改正する。